

A

ポイント

◆さまざまなトラブル

現代社会の構造は、複雑化、多様化、国際化の一途をたどっています。それに伴って、会社をめぐるトラブルも複雑化・多様化しています。

会社をめぐるトラブルは、会社の取引先との間で発生するもの、会社内部で発生するもの等それぞれ多岐にわたり、さまざまなものが考えられます。

取引先との関係では、取引方法や代金支払方法、取引対象の物品等をめぐるトラブルがありますし、会社内部の関係では、労使関係、業務に関する不正行為、株主総会や会社経営権をめぐ

るトラブルなどが考えられます。

◆トラブルに対処する基本

トラブルは、理由なく発生するものではありません。そこには、何らかの発生原因が存在するはずですが、その発生原因を正確に把握することがもっと大切です。原因の把握なくしてトラブルの解決はありえないといえるでしょう。原因の把握が不正確ですとトラブル解決のための方針に誤りが生じ、トラブルを一層複雑にしてしまうおそれもあるからです。

解決策

◆原因の帰属と対処のしかた

発生したトラブルの原因が会社にあるのか、相手側にあるのかを正確にできるだけ早く把握し、会社に原因があるときは、相手側に対して誠実に対応し、一刻も早くトラブルを解決することが望まれます。

解決の方法は、相手側の要求の内容に応じて決定していく必要があります。相手側が金銭解決を希望している場合には、よく話し合って具体的金額の合意に達するよう努力していただき

い。相手側が謝罪を求めている場合には、差し支えない範囲で謝罪すればいいでしょう。相手方が取引システム等の変更を求める場合には、それが他の取引先とのシステムに影響するのでない限り、相手方と十分話し合った上で、よりよいシステムへの変更に踏み切ってもよいでしょう。

いずれにしても、トラブル解決と合わせて会社内で同様のトラブルが再発しないよう善後策を講じることが重要です。

もっぱら相手側にトラブルの発生原因が存在する場合には、相手方と粘り強く話し合い、その非を認めさせなければなりません。

◆話し合いによる解決

発生したトラブルを解決するためには、当事者双方でお互い納得のいくまで話し合うことが必要です。言いがかり的なトラブルでない限り、十分な話し合いが行われ、お互いに譲り合う気持があれば、比較的早期に解決に至ることができるでしょう。話し合いが効を奉さず裁判に持ち込まれますと、トラブルの解決には、時間と労力、費用等の面で多大な負担が当事者にかかります。裁判の結果も、必ずしも望みどおりになるとは限りません。話し合いによる解決が望ましいことはいうまでもありません。

話し合いによりトラブルが解決した場合には、トラブルの内容やその解決策について当事者双方で合意文書（示談書）を作成しておき、後日に備えておくべきです。

◆裁判所の手続での解決

話し合いによる解決が見込めないときは、泣き寝入りしないためには、裁判所の手続による解決を求めなければなりません。

裁判所の手続は、大きく分けて調停

手続と訴訟手続の2つがあります。調停手続は、当事者の話し合いを基本とし、調停委員が適切なアドバイスを行って解決へ導く手続です（「調停とは？」参照）。訴訟手続は、当事者が提出する主張や証拠に基づいて裁判官が判決で結着をつける手続のことで、民事訴訟手続といいます（「民事訴訟とは？」参照）。

調停が成立したり、裁判で判決が確定したりすれば、トラブルについての一定の解決策が示されたこととなりますが、当事者の一方がその内容に従わなければ、トラブルが最終的に解決したことにはなりません。そのような場合には、他方当事者が調停や判決の内容に沿った権利を強制的に実現するための手続をとり、最終的なトラブル解決を図ることができます。

◆弁護士との関与

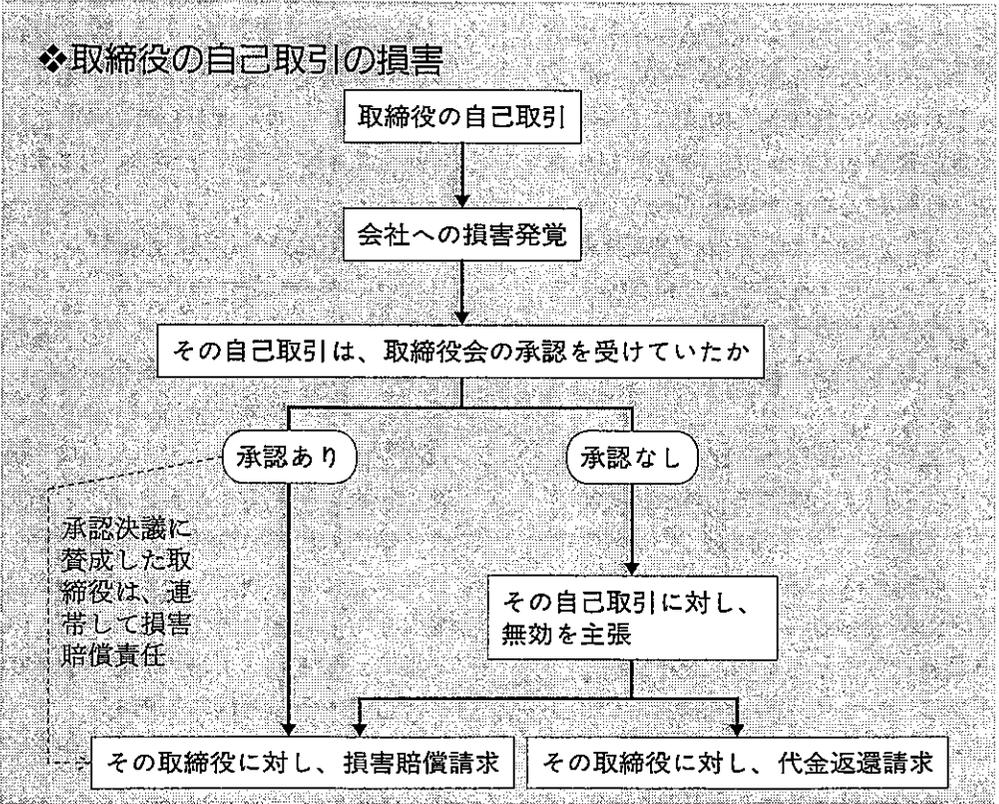
トラブル発生の段階から、弁護士に依頼して解決を図ることもできます。話し合いによる解決であっても、裁判所の手続による解決であっても、弁護士は、会社の依頼があれば、誠実に事件処理に当たり、会社の代理人としてトラブル解決へ向けて活動を開始します。会社としては、依頼した弁護士と協力し合いながら、トラブル解決のために努力することが必要です。

1 役員



Q 取締役と会社間の取引で会社が損害を受けたら？

会社が事務所を創設することになり、その建設地として当社の取締役の一人が所有する土地を譲り受けました。ところが、後になって時価よりもかなり高い価額で土地の売買が行われていたことが明らかになりました。このような場合、どのようなことが問題となりますか。



A

ポイント

◆取締役と会社との取引

会社が取締役から不動産を譲り受けることは、自己取引といわれる行為に当たります。会社法によると、取締役が自己取引を行う場合、取締役会で承認の決議を経ることが必要です。

一般に、取締役が、会社から製品その他の財産を譲り受けたり、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡したり、さらに、会社から金銭の貸付を受けるなど、自己または第三者のために会社と取引することを自己取引と呼んでいます。このような場合、その取引を行うには会社法356条1項、365条1項において取締役会の承認（取締役会非設置会社においては株主総会の承認）を受けることが必要とされています。また、会社が取締役の債務を保証するなど会社と取締役との利益相反する行為をなす場合（間接取引と呼ばれます。）にも同様に取締役会の承認が必要です。

これは、取締役が会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図ることを防ぐことを目的とする制度です。取締役は、会社に対し、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務を負うとともに、会社に対して忠実に（つまり、自己の利益よりも会社の利益を優先して）行動する義務を負います。自己取引の規制はこのよう

な取締役の義務と責任を背景としています。

なお、会社が監査役との間で取引をなす場合には上に述べた会社法356条の規定の適用はありません。これは、監査役の権限が会社の業務の監査と会計の監査に限られているからです。

◆自己取引の効力

取締役会の承認を経ずになされた自己取引の効力について、判例は原則的に無効としています。しかし、既に第三者が取引関係に入っている場合には、会社はその第三者が悪意であることを立証しなければその者に対しては無効を主張できないとされています。

◆取締役の会社に対する責任

自己取引の結果、会社に損害を与えた場合、取締役は会社に対して損害賠償責任を負います。取締役会の承認を受けたかどうかは関係がありません。取締役会が承認したにもかかわらず会社に損害が発生した場合には、取締役会で承認の決議に賛成した取締役は、会社に対して、連帯して損害賠償責任を負うことになります。

なお、監査役が会社の利益を犠牲にして自己の利益を図る行動をとったときにも損害賠償責任が発生する場合があります。

解 決 策

◆無効の主張

本件の場合、自己取引に対し、取締役会の承認を受けていたのかどうか明らかではありません。もし、取締役会の承認を受けていなかったのであれば、会社はその取締役に対して、不動産売買契約の無効を主張できます。その結果、会社はその取締役に対し支払った代金の返還を請求できます。もし、その取引に関係して会社に何らかの損害が発生した場合には、会社は併せて損害賠償の請求もできます。

を主張することはできません。この場合、会社はその取締役に対し、損害賠償の請求を主張することになります。本件の場合、一般的には、時価と代金額の差額が損害ということになるでしょう。また、取締役会で承認の決議に賛成した取締役は全員連帯して、損害賠償責任を負うことになります。

なお、会社がこの損害賠償請求権を行使しないときは株主は代表訴訟を提起することができる場合があります。

(本問は、取締役会設置会社を前提として解説しています。取締役会非設置会社における自己取引については、株主総会の承認が必要です。)

◆損害賠償の主張

不動産売買に取締役会の承認を受けていたのであれば、会社はもはや無効

参 考

- 【法令】 ●会社法120条・356条・365条・369条・423条～428条・430条・462条・847条
- 【判例】 ●手形行為に〔旧〕商法265条の適用があることを認めるとともに、取締役会の承認を受けずになされた会社と取締役間の手形行為は原則的に無効だが、手形の裏書き譲渡を受けた第三者がいる場合には会社は第三者に無効を主張するためにはその第三者の悪意を立証しなければならないとした事案。(最判昭46・10・13民集25・7・900)
- 会社の保有する適正価額2,556円の非上場株式68万株を100円で取締役らの関係者に売却した取締役らに任務懈怠を認め、差額の約16億7,000万円の損害賠償責任を認めた事案。(大阪地判平25・1・25判時2186・93)